

## 無料低額宿泊所の現状と第4回あり方検討チーム議題への考え方について

平成22年1月18日  
愛知県健康福祉部地域福祉課

### 1 無料低額宿泊所の現状について

(1) 施設の状況（平成21年1月1日現在。指定都市・中核市を除く。）

施設数6か所（2事業者。いずれもNPO法人）

入所定員合計139名。入所者数合計111名（うち生活保護受給者でない者4名。）

(2) 運営ガイドライン

厚生労働省のガイドラインに基づき、平成15年7月31日から「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の運営・届出に関する指針（愛知県健康福祉部）」（以下「県指針」という。）を施行。

### 2 第4回あり方検討チーム議題についての当県の現状と考え

(1) 無料低額宿泊施設（以下「施設」という。）に対する法規制について

- 県指針により、事業開始の際に県に対し事前相談を指導し、指針に定める基準・要件を満たすよう指導し、確認のうえ届出を受理している。また、施設の実地調査を行い、県指針が遵守されているかを確認している。（しかし、法的拘束力がないため事業者に対して強い指導はできない状況にある。）
- 一部事業者における不適正な事例が見受けられたことや、事業開始時等における指導を容易性にするため、法規制は必要であると考える。法規制に当たっては無料低額宿泊所の位置付けが不明確であり定義する必要がある。また、同時に無届け施設の規制についても検討していく必要があると考える。

(2) 事業者に対する新たな規制について

○ 金銭管理

- ・ 施設に対しては、金銭管理を行う場合は契約書の作成を指導しているが、県所管施設はいずれも金銭管理を行っていない。
- ・ 金銭管理については施設と個人との契約であり、規制は難しい。本来、金銭管理が必要な者については、他の施設への転入所や成年後見制度の活用などを図るべきであり、それが活用できるまでは福祉事務所の管理となる。

○ 面積基準

- ・ 県所管施設では、県指針のとおり「1人当たり3.3m<sup>2</sup>以上」がすべて確保されている。（すべて個室。）
- ・ 入所者の処遇を確保するため、最低基準により明確な基準の制定が必要と考える。なお、基準の制定にあたっては、施設の位置付けと、他の社会福祉施設（救護施設等）との整合性を検討する必要があると考える。

○ 支援員の配置

- ・ 県指針では施設長と職員の要件を定めるのみで職員数の規定はない。生活保護受給者は担当福祉事務所のケースワーカーが支援をおこなっているものの、ケースワーカーが多数の担当世帯を抱えていたりして十分な施設入所者支援ができておらず、施設長等による支援も十分な対応ができない状況である。
- ・ 支援員は施設機能強化のため必要であると考えるが、配置にあたっては、施設の位置付けの明確化や有資格者であることを配置要件とすることが必要である。

○ 退所に向けた支援計画の策定

- ・ 入所中の生活保護受給者に関しては、担当ケースワーカーが行っているが、担当ケース数の増加により十分な対応ができない。
- ・ 入所が長期化することを防止するためにも、退所に向けた支援計画策定は重要であり、支援員の配置は必要と考える。

○ 収支状況の公開の徹底

県所管施設についてはいずれもNPO法人が事業主体であり、特定非営利活動推進法により公開が義務付けられている。

健全な社会福祉事業としての施設運営に資するために、収支状況の公開の徹底は必要不可欠であると考える。(ただし、公開基準が必要。)

3 福祉事務所における取り組みについて

○ 訪問活動

就労支援を要し、かつ、ホームレスからの脱却などの生活再建を果たさなければならぬケースが多く、一般の居宅生活者より訪問頻度を高く設定している福祉事務所が多い。

○ 転居支援

施設入所を長期化させないため、速やかに転居支援を行うとともに、就労と転居先をマッチさせることや転居の際の保証人の確保などの支援を行っている。

○ 被保護者の施設滞在の適切性の定期的な判定

開始時面接やその後の訪問調査などにより、脱ホームレス後の施設への適応状況の把握や適切な滞在期間の勘案などに努めている。

○ 生活保護費の本人交付の徹底

各福祉事務所においては、生活保護費の本人交付の徹底に努めている。また、金銭管理をする場合は、一般の居宅生活者同様、成年後見制度の活用などに努めている。

なお、施設が本人から入所費用を徴収する場合は、十分な説明を行うよう、施設側に指導している。

4 県本庁における取り組みについて

(1) 施設に対する苦情処理や第三者機関による評価機関の設置

県指針において、施設側に対し、苦情処理機関及び苦情処理に当たる外部の第三者委員の設置を求め、入所者からの苦情の処理の状況について報告するよう定めている。

(2) 施設に対する報告徴収・立ち入り検査

県指針において、次の報告を施設側に求めている。

- ・毎月の入退所の状況及び退所の理由
- ・施設管理者その他の職員及び苦情処理機関従事職員の異動
- ・苦情処理機関による苦情解決の状況

同指針において、社会福祉法第70条に基づき必要事項の報告や施設等を検査したり、その他経営状況を調査する場合は応じるよう施設側に求めている。

(3) 施設職員の研修開催

施設機能強化の観点から、研修開催の必要性があると考えている。

(4) 優良施設に対する財政支援

- ・施設入所者がほとんど被保護者であり、その生活保護費を原資として運営していることから、施設・利用者双方の納得を得る利用者負担などは難しいと考える。
- ・優良施設について支援することには賛同できるが、その基準を明確にする必要がある。